令和元年度 第7回高田区地域協議会 次 第

日時:令和元年9月17日(火)

午後6時30分~

会場:高田公園オーレンプラザ 会議室

1 開会 2 議題等の確認 3 議題 (1) 諮問事項 (仮称) 旧今井染物屋の設置について (2) 諮問事項 旧師団長官舎の用途変更について (3) 諮問事項 (仮称) 100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について 4 その他 5 事務連絡

■今後の予定

6 閉会

10月21日(月)地域協議会(福祉交流プラザ)

11月18日(月)地域協議会(高田公園オーレンプラザ)

資料No. 1

上文振第30913号令和元年9月9日

高田区地域協議会 会長 西 山 要 耕 様

上越市長 村 山 秀 幸训 計場 (企画政策部文化振興課) (三) 岩川

(仮称) 旧今井染物屋の設置について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第55号 (仮称)旧今井染物屋の設置について ※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、 街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、(仮称)旧今井染物屋につい て、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信す る公の施設」として、活用することを予定している。

ついては、このことに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見 を求めるもの



1 設置目的

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、(仮称)旧今井染物屋について、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」として活用を図るもの

2 施設名称

(仮称) 旧今井染物屋

3 位置

上越市大町五丁目5番7号

4 施設の概要

(1) 施設の用途

手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」

(2) 建物

木造2階建 亜鉛メッキ鋼板葺

延床面積 514.32 ㎡ (1 階 405.90 ㎡、2 階 108.42 ㎡)

(3) 土地

上越市大町五丁目 143番1ほか8筆

敷地面積 1,440.90 m²(登記面積)

5 設置時期

令和3年度

旧今井染物屋について

1 事業の趣旨

(仮称)旧今井染物屋について、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・ 工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」として活用を図るもの

2 事業概要

(1) 施設の概要

7000	
所 在 地	上越市大町五丁目5番7号
建築年	詳細不明 ※江戸時代末期
構造・面積	建物 木造 2 階建 亜鉛メッキ鋼板葺 延床面積 514.32 ㎡ (1 階 405.90 ㎡、2 階 108.42 ㎡) 土地 上越市大町五丁目 143 番 1 ほか 8 筆 敷地面積 1,440.90 ㎡ (登記面積)
その他	市指定文化財(指定年月日:令和元年8月21日)

(2) 利活用の視点(目的)

- ① 地域文化に触れ、再認識する機会を創出する。
- ② 高田小町周辺エリアの魅力を高め、市内外からの来訪を促進する。
- ③ 職人町であることを踏まえ、地域文化の継承につなげる。

(3) 整備内容

耐震補強工事、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事 ほか

(4) 管理運営案

① 施設の機能

手仕事の体験・常設工房、職人が使用していた道具等の展示、商品の販売 ・

② 手仕事の内容

バテンレースのほか、染物、織物、木工細工、革細工等を想定

③ 開館時間

午前10時から午後5時まで(朝市の日は、9時開館)

④ 開館日

週6日(月曜日休館)

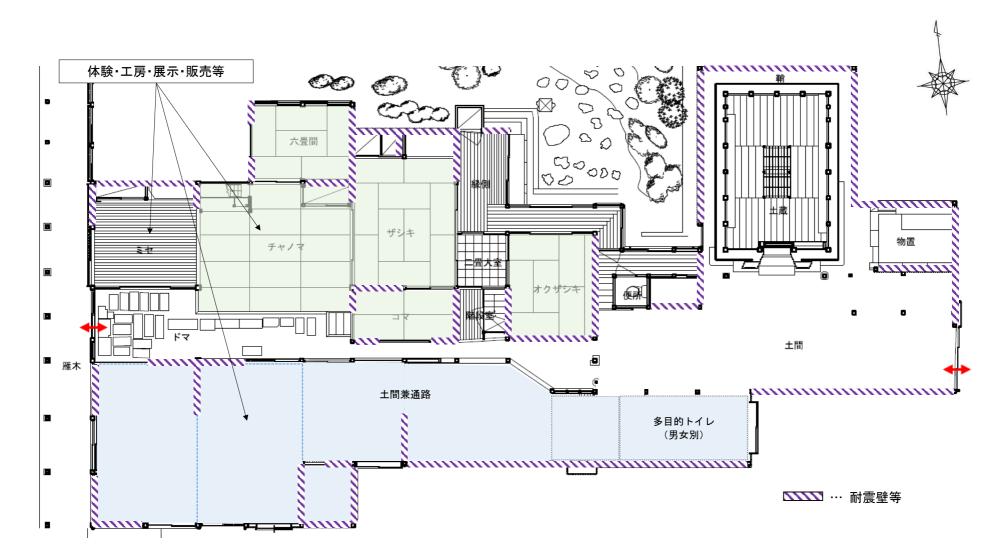
3 今後の予定

令和元年度 実施設計

令和2年度 改修工事、条例制定

令和3年度 供用開始

(仮称)旧今井染物屋(活用イメージ図)



資料No. 2

上文振第30914号令和元年9月9日

高田区地域協議会

会長 西 山 要 耕 様

上越市長 村 山 秀 幸 山 (企画政策部文化振興課)

旧師団長官舎の管理の在り方について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により 意見を求めます。

記

諮問第56号 旧師団長官舎の用途変更について ※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、 街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、旧師団長官舎について、趣 のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして、活用することを予 定している。

ついては、このことに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見 を求めるもの



1 活用目的

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、 街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、旧師団長官舎について、趣 のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして活用を図るもの

- 2 施設名称 旧師団長官舎
- 3 位置 上越市大町二丁目3番30号
- 4 施設の概要
 - (1) 施設の用途 民間事業者によるレストラン等
 - (2) 建物 木造 2 階建一部平屋建 桟瓦葺 延床面積 429.39 ㎡ (1 階 262.00 ㎡、2 階 167.39 ㎡)
 - (3) 土地 上越市大町二丁目 75 番 3 ほか 2 筆 敷地面積 2,669.94 ㎡ (登記面積)
- 5 用途変更時期 令和3年度

旧師団長官舎について

1 事業の趣旨

旧師団長官舎について、趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして活用を図るもの

2 事業概要

(1) 施設の概要

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
所 在 地	上越市大町二丁目3番30号
建築年	明治 43 年
構造・面積	建物 木造 2 階建 桟瓦葺 延床面積 429.39 ㎡ (1 階 262.0 ㎡、2 階 167.39 ㎡) 土地 上越市大町二丁目 75 番 3 ほか 2 筆 敷地面積 2,669.94 ㎡ (登記面積)
その他	市指定文化財(指定年月日:平成6年1月31日)

(2) 利活用の視点(目的)

高田エリアの認知度の向上や誘客・回遊の促進を図り、賑わいの創出につなげる。

(3) 整備内容

屋根工事、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事 ほか

(4) 管理運営案

- ① 施設の機能
 - 民間事業者によるレストラン等
- ② 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

③ 開館時間

午前10時から午後5時まで

- ※ 事業者が、夜間の利活用を希望する場合は、午後 10 時までの延長を可 とする。
- 4) 開館日

週6日(月曜日休館)

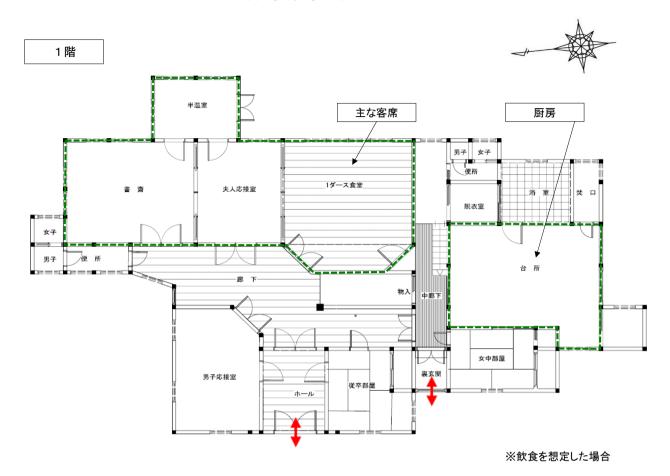
3 今後の予定

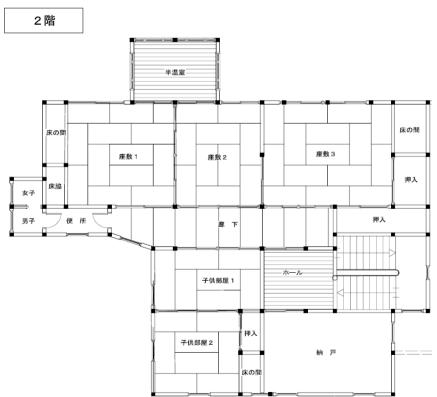
令和元年度 実施設計、民間事業者の公募・選定

令和2年度 改修工事、条例改正

令和3年度 供用開始

旧師団長官舎(活用イメージ図)





※民間事業者による一体的な管理運営を想定

資料No. 3

上文振第30915号令和元年9月9日

高田区地域協議会 会長 西 山 要 耕 様

上越市長 村 山 秀 幸 (企画政策部文化振興課)

(仮称) 100 年映画館周辺交流広場の管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により 意見を求めます。

記

諮問第57号 (仮称) 100 年映画館周辺交流広場の管理の在り方について ※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

(仮称)100 年映画館周辺交流広場が令和2年3月に供用を開始する見込みとなったことから、当該施設の利用時間及び休場日を別紙のとおり定めることに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの



- (仮称) 100 年映画館周辺交流広場
- 1 利用時間 全日
- 2 休場日 無休

(仮称) 100 年映画館周辺交流広場について

1 事業の趣旨

いつでも誰でも利用できる街区公園的な多目的広場として活用を図るもの

2 事業概要

(1) 施設の概要

所 在 地	上越市本町六丁目地内 ※上越市本町六丁目字下小町 51 番 4、51 番 11、51 番 13
用 途	広場
土地の面積等	実測面積:350.83 m² 間口:12.6m 奥行:27.4m

(2) 利活用の視点(目的)

高田小町周辺エリアの拠点性を高め、日常的な来訪を促進するとともに、市民や 周辺施設利用者等による交流・賑わいを創出する。

(3) 整備内容

建物撤去工事、敷地造成工事、舗装工事、雨水排水設備工事、電気設備工事 ほか

(4) 管理運営案

管理体制 町家交流館高田小町と一体的に管理

利用時間 全日

休場 日 無休

使用料 無料

3 今後の予定

令和元年9月~令和2年2月 整備工事

令和元年 12 月 条例改正

令和2年3月 供用開始

